

嶋 拓哉

信州大学大学院法曹法務研究科 准教授

電子金融取引・決済の潮流とその法的枠組

我が国における近年の電子金融決済の動向をみると、とりわけ証券決済の領域において法整備が進展し、その結果、最終的に平成 21 年 1 月には有価証券の完全なペーパーレス化を達成する運びである。証券決済につき物権的構成を堅持してきたドイツで、信託的構成を提唱し債権法の視点から証券決済を捉える見解が提示されるなど、海外でも電子金融決済を巡る法的視座に変革の兆しが見受けられる。更に国際的には、近年実質法および抵触法の両面において、間接保有証券を巡るルールの一統化を図るべく、UNIDROIT やハーグ国際私法会議の場において不断の条約制定作業が進められている。こうした動向は、口座決済システムという観点から資金決済と証券決済を統一的に捉え、両者を統一ルールの下で処理するという見解に繋がる可能性も否定できない。国際的調和に向けた議論と相俟って、こうした見解を一層精緻化していく必要がある。

実質法、抵触法、手続法、規制法いずれの法領域においても、資金決済と証券決済の密接な連関を前提として議論が展開されるべき状況にある。特に資金決済におけるファイナリティの議論は証券担保のあり方に左右される側面があり、証券決済がクロスボーダー化している現在においては、間接保有証券を巡る準拠法ルールが前提問題として議論されなければならない。また、間接保有証券を巡る準拠法ルールを議論する上で、その実質法上の検証作業を避けて通ることはできないであろう。

決済システムを巡る規制法上の問題に関しても、資金決済と証券決済を分離して議論するよりも、両者を統合的に捉える方が有効である。証券決済システムにおいても、単に証券を取り扱うだけでなく、参加者に決済資金を供給するなど、資金決済に関わる側面が存在している。資金と証券の両者を有機的に統合して議論していくことで、ありうべき監督上の枠組みを構築することが可能になると考えられる。

研究成果

決済システムをめぐる独占禁止法上の一考察

金融法務事情 1765 号 P25-29、2006 年

銀行間資金決済におけるファイナリティの意義 - UCC Article 4A を中心に
ジュリスト 1309 号、114-120 頁、2006 年

銀行間資金決済におけるファイナリティと銀行・顧客間の取引関係について
ジュリスト 1325 号、216-222 頁、2006 年

資金決済におけるファイナリティ概念について - ファイナリティ概念の多義性を巡る法的検証
FSA リサーチ・レビュー2006、221-243 頁、2007 年

リスク管理の視点に立った電子決済法制整備の必要性
金融法務事情 1815 号、7-14 頁、2007 年

証券決済法理に関する最近の動向について - ドイツにおける新学説を中心とする一考察
FSA リサーチ・レビュー2007、141-158 頁、2008 年